



マイナンバーカードを持っていない方 マイナンバーカード申請サポートのお知らせ

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードの申請を希望する方に、申請に必要な顔写真を撮影するなど、手続きをお手伝いします。

■対象者

芝山町に住民登録がある方

■受付場所

町民税務課戸籍係

■受付時間

午前9時～午後5時

※月～金曜日

(年末年始、祝日を除く)

■用意するもの

・マイナンバーカード申請書

※申請書を持っていない方は、

本人確認書類が必要です。

※健康保険証など、顔写真の付

いていない本人確認書類の場

合は2点以上必要です。

■注意事項

・予約は不要ですが、混雑状況によつて待ち時間が発生します。

・申請には、申請者本人がお越しください。

・15歳未満の方や成年後見人の方は、法定代理人が同行してください。

・タブレット端末で撮影する写真は画質が劣ります。

・撮影した写真を渡すことはできません。

・写真は一定期間が経過したら消去します。



マイナンバーカードを持っていない方 休日・夜間窓口のお知らせ

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

学校や仕事などの都合で、平日にマイナンバーカードの申請や受け取りができない方へ、次の日程で窓口を開設します。

平日夜間窓口

■内容

・マイナンバーカード申請書の発行と申請の受け付け

・マイナンバーカードの交付

■開設日 10月6日(木)、18日(火)

■時間 午後5時15分～7時

休日窓口

■内容

・マイナンバーカード申請書の発行と申請の受け付け

・マイナンバーカード申請サポート(写真撮影、オンライン申請の補助)

新着図書と イベント中止

☎ 中央公民館 ☎ 77-0066

■新着図書

- ・「目」のトリセツ
(監修:杉田美由紀 出版:主婦の友社)
- ・母の待つ里
(著者:浅田次郎 出版:新潮社)
- ・ともだちはしおりのこぶた
(作:真山みな子 絵:山西ゲンイチ 出版:金の星社)

※図書室では、インターネット検索や本のリクエストができます。
※図書室にない本は、県内の図書館からのお取り寄せもできます。

■イベントの中止

文化センターが休館のため、12月に予定していた「芝山町クリスマス音楽会」は中止します。

ウォーキング大会

☎ 中央公民館 ☎ 77-0066

今年は、多古町の道の駅や日本寺などをめぐるコースです。秋の風景を楽しみながら多古町内のお寺をめぐり、地元の歴史を知ることができます。

- 開催日 11月20日(日)
- 集合時間 午前8時30分
- 集合場所 あじさい公園(多古町)
- 歩行時間 約2時間30分(約8km)
- 対象者

芝山町在住または在勤の方
※小学生は4年生以上で、保護者の同伴が必要です。

- 参加費 100円
- 定員 40人
※定員になり次第締め切ります。
- 申込み方法
参加費を用意して中央公民館にお越しください。
- 申込み期限 10月30日(日)



・手続きは完全予約制です。事前に町民税務課戸籍係に連絡してください。(平日午前8時30分～午後5時)
・申請から交付までは約3週間かかります。

収入保険制度

☎ 千葉県農業共済組合
☎ 043-245-7447

自然災害による収穫量の減少や価格低下など、経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償します。

■対象者

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

■対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

■補償内容

保険期間の収入が基準収入の最大9割を下回った場合、下回った額の9割（支払率）を上限として補償されます。

■申込み時期

【個人】

保険期間開始前年の10～11月
※当面の間は、新規加入に限り12月まで申し込みできます。

【法人】

事業年度開始月の前々月末
※当面の間は、新規加入に限り前月末まで申し込みできます。

■その他

- ・収入保険の加入についての相談や保険料の試算などは、千葉県農業共済組合にお問い合わせください。
- ・千葉県では、令和4～6年度の期間限定で、収入保険に新規加入する方を対象に保険料補助を実施しています。



農業経営者の方 給付金支給のお知らせ

☎ 産業振興課 農政係 ☎ 77・3917

新型コロナウイルスの影響を受けた町内の農業経営者に対して、農業の継続を支援するため「芝山町農業経営継続給付金」を支給します。

■対象者

町内に住所または事業所がある農業経営者の方

■支給条件

- ・農業経営を継続する意欲があること
- ・令和3年度の販売金額が30万円以上であること
- ・町税の滞納がないこと
- ・暴力団などの反社会的勢力と関わりがないこと
- ・芝山町中小企業等支援給付金

を支給されていないこと

■支給額

1 農業経営者あたり5万円

■申請方法

- ① 町ホームページ、町内JA各支所、経済センター、丸朝園芸農業協同組合、風和里しほやまで申請書などを取得する。
 - ② 申請書に必要な事項を記入して、提出書類とともに産業振興課農政係に持参する。
- ※郵送でも申請できます。

■提出書類

- ① 芝山町農業経営継続給付金申請書兼請求書（別記第1号様式）
- ② 芝山町農業経営継続給付金確認書（別記第2号様式）
- ③ 町内に住所または事業所があることを証明する書類（運転免許証や法人登録事項証明書のコピーなど）
- ④ 通帳の表紙の裏面（口座名義や口座番号が記載されているページ）のコピー
- ⑤ 個人の場合 申請者本人の口座
- ⑥ 法人の場合 法人の口座
- ⑦ 令和3年確定申告書のコピー
- ⑧ 個人の場合
 - ・所得税の確定申告書第一表のコピー（1枚目）
 - ・所得税の青色決算書のコピー（1枚目と2枚目）

【法人の場合】

- ・法人税の確定申告書別表一のコピー（1枚目）
- ・法人税事業概況説明書のコピー（1枚目）

・年間売上高が分かるもの（任意様式）

※農産物の年間販売金額を記載してください。

■申請期限

11月30日(水)

